

○個人情報保護委員会
経済産業省 告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第六十二号（経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン）の一部を次のように改正する。

令和六年三月一日

個人情報保護委員会委員長 藤原 静雄

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>Ⅱ. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義 [1-1・1-2 略]</p> <p>1-3. 「個人遺伝情報」の扱いに関連する用語 (19) 「インフォームド・コンセント」 本人が、事前に個人遺伝情報取扱事業者から個人遺伝情報を用いた事業に関する十分な説明を受け、その事業の意義、目的、方法、予測される結果、不利益及び精度を理解し、自由意思に基づいて、個人遺伝情報又は試料の<u>取扱い</u>に関して文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により同意を与えることをいう。 [(20) ～ (22) 略]</p> <p>1-4 [略]</p> <p>2. 個人遺伝情報取扱事業者等の義務等 [(1) ～ (3) 略]</p> <p>(4) 個人遺伝情報の管理（法第22条～第25条関連） ① [略] ②安全管理措置（法第23条関連） 以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。 個人遺伝情報取扱事業者及び遺伝情報取扱事業者は、<u>個人データに該当しない個人遺伝情報及び遺伝情報について、法第23条に基づく安全管理措置義務を負わない場合であっても、個人データに該当する個人遺伝情報と同様の安全管理措置を講ずることとする。</u> [略] [③・④ 略]</p> <p>(5) 個人遺伝情報の漏えい等の報告等（法第26条関連） 以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。 個人遺伝情報取扱事業者は、個人データに該当しない個人遺伝情報</p>	<p>Ⅱ. 法令解釈指針・事例</p> <p>1. 定義 [1-1・1-2 同左]</p> <p>1-3. 「個人遺伝情報」の扱いに関連する用語 (19) 「インフォームド・コンセント」 本人が、事前に個人遺伝情報取扱事業者から個人遺伝情報を用いた事業に関する十分な説明を受け、その事業の意義、目的、方法、予測される結果、不利益及び精度を理解し、自由意思に基づいて、個人遺伝情報又は試料の<u>取得及び取扱い</u>に関して文書又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により同意を与えることをいう。 [(20) ～ (22) 同左]</p> <p>1-4 [同左]</p> <p>2. 個人遺伝情報取扱事業者等の義務等 [(1) ～ (3) 同左]</p> <p>(4) 個人遺伝情報の管理（法第22条～第25条関連） ① [同左] ②安全管理措置（法第23条関連） 以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。 個人遺伝情報取扱事業者及び遺伝情報取扱事業者は、<u>個人データに該当しない個人遺伝情報及び遺伝情報を取り扱う場合についても、個人データに該当する個人遺伝情報と同様の安全管理措置を講ずることとする。</u> [同左] [③・④ 同左]</p> <p>(5) 個人遺伝情報の漏えい等の報告等（法第26条関連） 以下の事項の他は個人情報保護法ガイドラインの例による。 個人遺伝情報取扱事業者は、個人データに該当しない個人遺伝情報</p>

<p>について、法第 26 条に基づく漏えい等の報告等の義務を負わない場合であっても、本項を遵守することとする。</p> <p>[(6) ~ (15) 略]</p>	<p>についても本項を遵守することとする。</p> <p>[(6) ~ (15) 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記による。</p>	

附 則
この告示は、令和六年四月一日から施行する。